

「5万人の森公園」の管理に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和5年9月15日

五條市

総務部総務管財課 行財政マネジメント室
都市整備部まちづくり推進課 公園緑地室

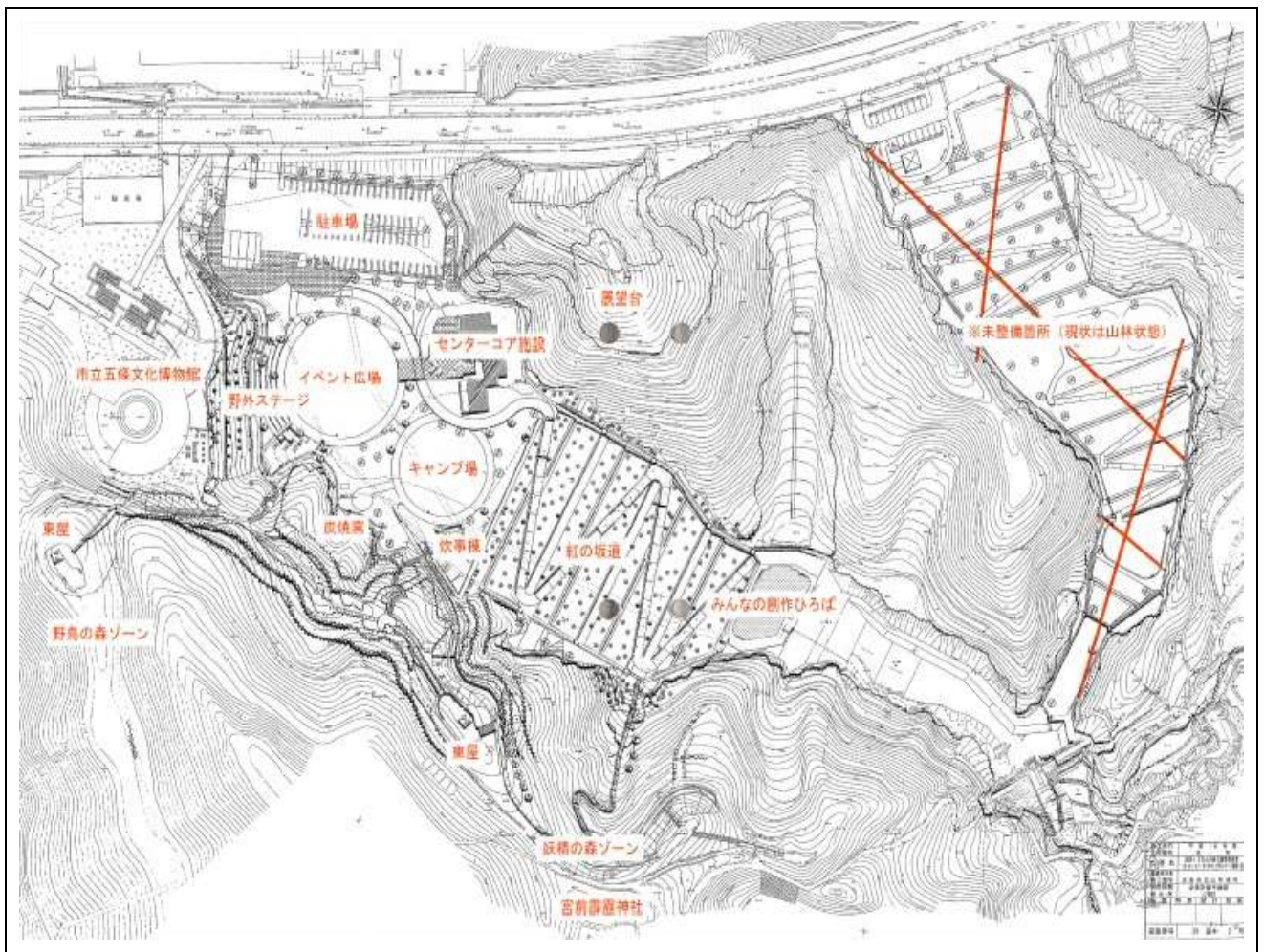
1. 調査の目的

「五條市5万人の森公園」は、優れた自然を活用するとともに、その利用の増進を図り、利用者の保健、休養及び教化に資し、人々の交流の場として市内外問わず多くの来場者が訪れています。

現在、指定管理者制度を用いて施設運営を行っていますが、市では、さらに公民が連携することにより、施設の設置目的を達成しながら管理費用を縮減し、地域のにぎわいづくりや活性化につながる手法について検討しています。つきましては、この施設の活用方法について民間のアイデアやご意見を伺うため、公募によるサウンディング型市場調査を実施します。

本サウンディング型市場調査は、施設の活用希望者と直接対話することにより、民間事業者や団体の意見や新たな提案の把握等を行い、事業の検討を進展させるための情報収集を目的としています。得られた活用案を参考にしながら指定管理者を公募したのち、令和6年度から指定管理者により施設の管理運営を開始することを目指します。

2. 各施設の概要



五條市五万人の森公園概略図

名 称	五條市5万人の森公園
所在地	五條市北山町930番地の1
公園敷地面積	84,000㎡
施設の内容	<p>①センターコア施設</p> <p>1 トイレ 62.30㎡</p> <p>2 管理室 15.70㎡</p> <p>3 研修室 137.50㎡</p> <p>4 展示室 137.50㎡</p> <p>5 倉庫 20.00㎡</p> <p>②駐車場</p> <p>普通車 70台 (電気自動車充電スタンド1基)</p> <p>大型車 4台</p> <p>③あずま屋 2箇所 9㎡</p> <p>④炭焼き小屋 32.65㎡ (小屋9.9㎡ 炭焼き窯22.75㎡)</p> <p>⑤炊事施設 17.60㎡</p>

3. 施設の使用方法

施設の使用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として施設の管理を行うこと。
施設の活用例	<p>例) 空きスペースを活用したグランピングサイトの設置</p> <p>例) 既存の建築物等を活用した収益事業の実施</p> <p>例) 空きスペースを利用したバーベキューサイトの設置</p> <p>例) 既存建物を利用したカフェの運営、農作物等の直売所の運営</p> <p>例) 空きスペースを利用したキッチンカーの営業</p> <p>例) 空きスペースを利用したイベントの開催</p>
民間事業の規制緩和による市のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の活動に対して市が規制緩和することにより、民間事業者が収益事業を実施し、施設の活性化・地域のにぎわいを創出します。 ・民間は既存の設備と良好な周辺環境を利用し、収益事業を実施することができます。 ・施設の指定管理料は民間収益事業の実施により、市の支出をゼロにしたいと考えています。

4. スケジュール

	サウンディング日程
①実施方針の公表	令和5年9月15日（金）
②現地説明会参加申込期限	令和5年9月21日（木） 午後17時まで
③現地説明会	令和5年9月22日（金） 午後1時～午後5時（期間内で調整、1時間程度）
④サウンディング 参加申込期限	令和5年9月27日（水） 午後5時まで
⑤サウンディング実施日時	令和5年9月28日（木） 午前9時～午後5時（期間内で調整、1者30分程度）
⑥実施結果概要の公表	令和5年10月4日（水）

※サウンディングの日程について、都合が悪い場合は、別途お問い合わせください。

5. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

施設を活用した事業の実施を希望する法人、団体または個人。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止を受けている者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は五條市暴力団排除条例等に該当する者
- ⑤市税等を滞納している者
- ⑥法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) サウンディングの項目

サウンディング参加者に対する聞き取りは次のとおり行います。

①必須聞き取り項目	<ul style="list-style-type: none">・事業のアイデア、内容・事業の希望期間等の諸条件・事業のための施設の使用方法・その他、事業実施にあたって五條市に期待する支援や配慮してほしい事項
②聞き取り方法	上記①の内容を含め、書類及び口頭にて対話形式で聞き取ります。

6. サウンディングの手続き

(1) 現地説明会の開催

施設の活用に興味がある事業者向けに施設の概要等の説明を行うため、現地説明会を実施します。参加を希望する場合は、下記のとおり電子メールにて申し込んでください。

①申込先	五條市役所総務管財課 行財政マネジメント室 gyouzaisei@city.gojo.lg.jp
②申込記載内容	<ol style="list-style-type: none">1. 現地説明希望施設名2. 説明会参加者の氏名3. 所属企業部署名（又は所属団体名）4. 電話番号 <p>※電子メールの件名は「「5万人の森公園」の管理に関するサウンディング型市場調査現地説明会参加申込」としてください。</p>
③会場	現地集合

(2) サウンディングの参加申し込み

サウンディングへの参加を希望する場合は、次のとおり申し込んでください。

①申込方法	別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を「「5万人の森公園」の管理に関するサウンディング型市場調査参加申込」として、電子メールで提出してください。
②申込先	五條市役所総務管財課 行財政マネジメント室 gyouzaisei@city.gojo.lg.jp
②その他	※サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者あてに、実施時間を電子メールにてご連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(3) サウンディングの実施

サウンディングは次のとおり実施します。

①会場	五條市役所 階会議室 -
②その他	<ul style="list-style-type: none">・サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。・サウンディングの実施に際して資料の提出は求めません。説明のために必要な場合には、提出分として計5部をご持参ください。・オンラインでのサウンディングも可能です。WebEx、ZOOM、Skype が利用可能ですので、エントリーシートに希望を記載してください。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称や、参加事業者のアイデアやノウハウに関する事項は公表しません。

7. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象になりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話へのご協力をお願い

本サウンディング終了後、必要に応じて追加の対話（電話、面会、文書での照会等）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 別紙・参考資料

- ・(別紙) エントリーシート

9. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

五條市役所総務管財課 行財政マネジメント室

0747-22-4001（内線233）